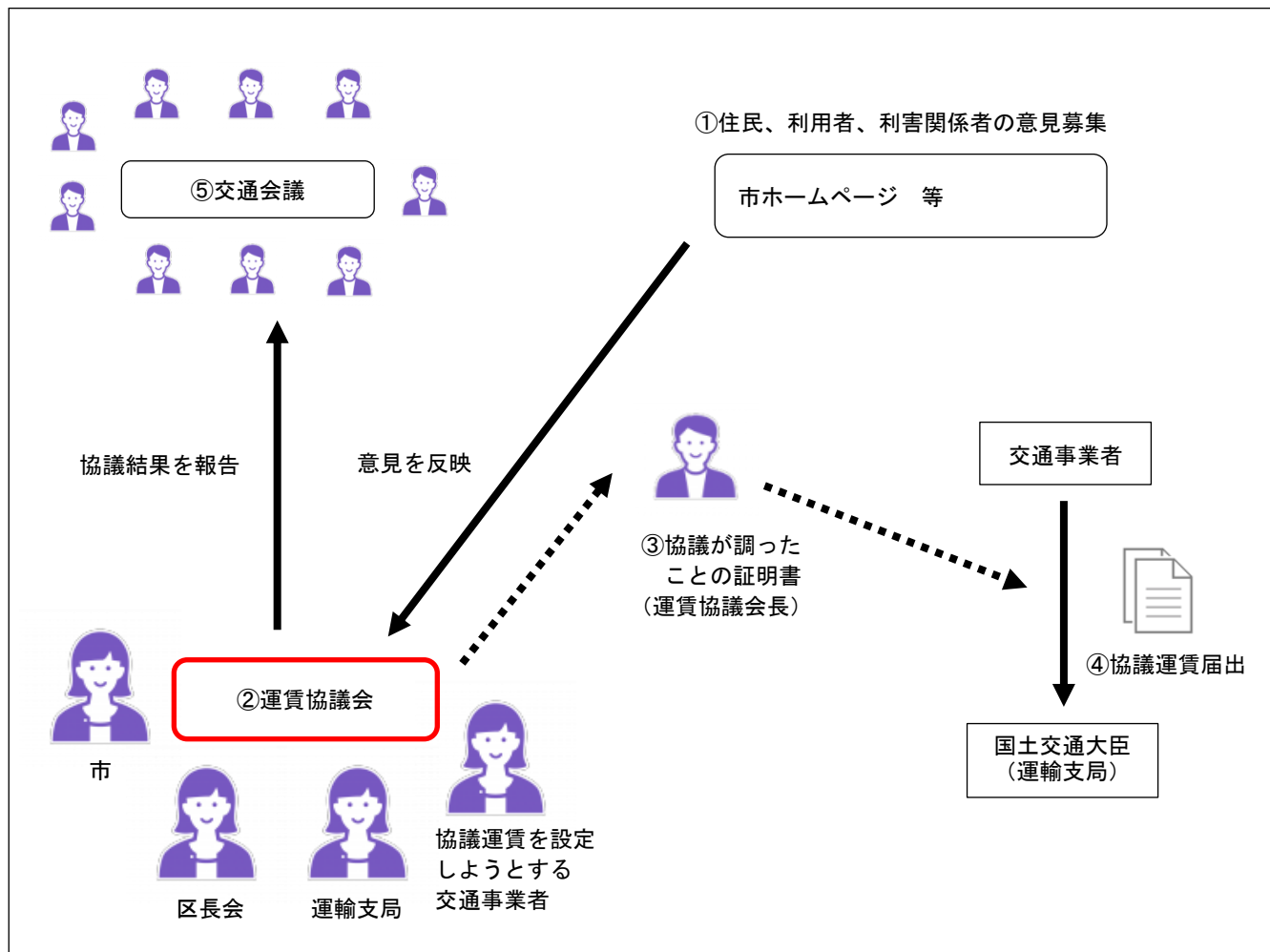


道路運送法第9条「運賃協議会」の流れ



※ 運賃協議会とは、一般乗合旅客自動車運送事業（例：路線バス、乗合タクシー）の運賃を設定（改定）するための協議を行う場合、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、関連事業者を別々にして協議を行うもの。

※ カルテルとは、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格等を、事業者同士が相互に連絡を取り合い、共同で取り決める行為。